

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年11月17日付け峡東福第4515号で行った行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年10月31日付けで、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、峡東保健所所管の動物販売業者である繁殖場「●●●●」代表●●●●（以下「本件事業者」という。）に対する立入調査についての開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、条例第11条及び第12条第2項の規定に基づき、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）をし、令和2年11月17日付け峡東福第4515号をもって審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年2月12日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求を実施機関に対して行った。

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものであ

る。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和2年10月、峡東保健所に対し、本件事業者の飼養施設への立入調査を依頼した。後日、同保健所から、立入調査に入ったが内容は公表できないとの回答を受けたため、本件請求を行ったところ、本件処分を受けた。
- (2) 本件処分は、今回の立入調査の情報を開示することが、本件事業者にとってその信用を失墜させるおそれのある情報であって不利益情報に当たることから、条例第8条第2号の不開示情報に該当するとの理由によるものである。しかし、本件事業者が経営する動物販売業については、多くの購入者から被害の報告があり、本件事業者の信用はすでに失墜しており、実施機関の判断に事実誤認がある。
- (3) 実施機関から、「立入調査をしたが、文書は公表できない」との言及があり、当該文書の存在は明らかにされている。
- (4) 実施機関は、「動愛法に基づく勧告等が公表された事実を確認していない」と主張しているが、そのことをもって不開示の根拠するのは、行政機関の怠慢である。被害を受けた消費者から関係行政に訴えの届けを出すことは難しく、動物であるため返品もし難い。本件事業者は反社会勢力であり、そのことを考えると、消費者は抗議をたじろぐことが明らかで、SNS等で違法性を訴えるのが最大限の行動であり、行政は、背景を汲み取る努力が必要である。
- (5) 本件事業者の繁殖場の犬猫には病気持ちが多く、審査請求人の所属する動物愛護団体には9000人の会員がいるが、被害にあった者が多い。本件事業者は反社会勢力であるため、被害者は名乗り出ることができない。繁殖場の近隣からクレームが相次いでいる。●●氏が経営している甲府市のペットショップでは、犬猫の鳴き声がひどく、クレームが出ている。これらのことから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求に係る行政文書の内容

本件事業者を名指しして、当該事業者に対する実施機関が実施した立入検査等の行政指導の内容、結果等が記載された文書の開示を求めるものである。

2 条例第11条の該当性

本件請求のように、事業者を名指しした開示請求があった場合、対象となる行政文書の存否について答えるだけで、当該事業者が行政指導を受けたか否かという情報を開示することになる。

そして、仮にかかる行政文書が存在する場合には、当該情報は、次のとおり条例第8条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報に該当する。したがって、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定に基づき不開示とする。

(1) 条例第8条第2号関係

仮にかかる行政文書が存在する場合、当該行政文書には、実施機関による行政指導等の内容、結果等に関する情報が記録されている。このような情報は、公にすることにより特定の事業者の信用を失墜させるおそれのあるものであるため、条例第8条第2号イに当たり、同号ただし書に当たらないことから、同号所定の不開示情報に該当する。

(2) 条例第8条第6号関係

仮にかかる行政文書が存在し、これを開示することとした場合、当該指導等の対象者がこのことを恐れ、実施機関の調査そのものにも応答しないことや、調査に応じたとしても虚偽の申告をすること等の事態が想定される。そのような場合、実施機関が事務を執行するに当たり、事実を客観的に捉え、これを踏まえた指導等を適切に行うことができなくなり、ひいては周辺の生活環境の保全や動物の適正飼養の確保が損なわれるおそれがある。

このことから、当該情報を公にすることは効率的かつ円滑な業務が困難となるおそれが極めて高く、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、条例第8条第6号柱書の不開示情報に該当する。

3 審査請求における審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、本件事業者の信用はすでに失墜している旨を主張している。

しかし、実施機関は、審査請求人から開示請求があった時点で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号。以下「動愛法」という。）に基づく行政指導等の内容、結果を公表していない。これ

らの事実の有無が明らかにされた場合、当該行政指導の内容にかかわらず、本件事業者において違法行為等の不適切な行為があったと推測され、その結果、本件事業者の社会的評価の低下を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (2) また、本件事業者に対し、動愛法に基づく改善の勧告や措置命令等が発せられ、その事実が公表されたとする客観的事実を実施機関において確認するには至っていない。そのため、審査請求人の主張をもって、直ちに本件事業者の社会的信用が失墜しているとは認められない。

第5 審査会の認定した事実及び判断

1 審査会の認定した事実

- (1) 本件請求は、動愛法第10条の規定に基づき山梨県知事の登録を受けた特定の第一種動物取扱業者（以下「取扱業者」という。）の事業者の名称を明示した上で、令和2年10月31日以降、同法第24条第1項に基づく都道府県知事による報告徴収又は立入検査（以下「立入検査等」という。）に関する文書の開示を求めたものと解される。

取扱業者に関しては、同法第23条第1項では、環境省令で定める基準を遵守していない場合、取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを、同条第2項では、同法で定める販売に関する規定を遵守していない場合、必要な措置をとるべきことを、それぞれ期限を定めて勧告することができることとされている。

同条第3項では、取扱業者が期限内にこれらの勧告に従わない場合、その旨を公表することができることとされている。なお、動愛法では、同法第24条第1項に基づく立入検査等について、その結果の公表に関する定めは規定されていない。

- (2) 当審査会において、実施機関に確認させたところ、実施機関は次のとおり説明する。

立入検査等については、登録の有効期間に応じて定期的実施のほか、地域住民や関係市町村からの報告に基づいて実施している。

立入検査等においては、動物の飼養又は保管のための施設の衛生状況や、取り扱う動物の管理の方法等について取扱業者に報告させ、又は検査する。ただし、報告の内容のみによって状況を判断できる場合など、立入検査を行うまで至らない例も想定される。立入検査を実施した場合で、衛生状況や動物の管理の方法等に問題があるようであれば、その場で指導を行うこともある。

実施機関は、これまで、同法第24条第1項に基づく立入検査等の結果を公表しておらず、また、同法第23条第1項及び同条第2項の勧告についても、勧告に従わない事業者の名称等を公表していない。

2 本件請求の対象文書について

本件請求は、審査請求人が実施機関に対して依頼した、特定の事業者への立入調査に関する情報が記録された文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものである。

3 本件対象文書の存否応答拒否について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号及び同条第6号の不開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにせずに本件請求を拒否した。

以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

(1) 条例第11条について

条例第11条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。そして同条にいう「不開示情報」は、条例第8条各号において掲げられており、本件に關係を有するものとしては同条第2号及び第6号がある。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

ア 条例第8条第2号イでは、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、これを不開示としている。

同号に規定される「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を意味するものであり、客観的に相当の蓋然性があるかどうかは、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるか（法人等の性格、当該情報の内容・性質、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係等）などといった情報の一般的な性質に照らし、総合的に判断することとなる。

イ 本件においては、実施機関が主張する事実からすれば、取扱業者が立入検査等を受けた結果、取扱業者が処分基準等に定める不利益処分に係る処分基準に該当せず、行政処分の対象とはならないこともあったことが認められる。

一方で、本件対象文書の存否を公にした場合、特定の取扱業者に対して、山梨県知事が行った立入検査等に係る具体的な情報の有無が明らかとなることにより、特定の取扱業者の業務実施能力等に対して疑いが生

じ、特定の取扱業者が動愛法に違反する不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、いわゆる風評被害が発生する等の事態が予想される。

そのような場合、特定の取扱業者の社会的信用を低下させ、特定の取扱業者と取引関係にある事業者又は動物の購入予定者等が取引の継続を取りやめ、その他の業務に支障が出るなど、特定の取扱業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が客観的にあると認められることから、条例第8条第2号イの不開示情報に該当する。

ウ 審査請求人は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると主張する。

当該主張は条例第8条第2号ただし書に該当する旨をいうものと解せられるが、同条同号ただし書は、事業者の事業活動によって公害、薬害等の危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図るため、法人等の利益と比較衡量して、開示することによる利益が優越する場合には、公にすることが必要であると認められる情報を不開示情報から除外するものである。

審査請求人及び実施機関の主張並びに提示された証拠資料によるかぎり、現に上記の危害が生じ、又は生ずる蓋然性が高い状況にあることの疎明がなされたものと認めることは困難である。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 条例第8条第6号の該当性について

ア 条例第8条第6号柱書では、国の機関又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示としている。

これは、当該事務又は事業の性質からみて、同種のもものが反復されるような性質のものであって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合について、不開示とする趣旨である。

イ 本件対象文書は、動愛法に基づく取扱業者への立入検査等という、将来に同種のもものが反復される性質の行政指導について、その結果に関する情報が記録されるものである。また、動愛法に基づく取扱業者に対する一連の行政指導においては、立入検査等の結果、不適正等の法違反があった場合は、行政処分を行う前に、口頭指導または文書勧告によって適正処理を指導し、改善を促すことによって法による規制を補完し、より実効性のある規制を果たしていこうとする指導が行われていることが認められる。

行政指導とは、相手方の任意の協力によって実現される拘束力を有しない作用であり、その効果的な実施のためには、当事者間における信頼関係の維持確保が重要であると考えられ、このことは、行政文書の開示による影響についても同様に考慮されるべきである。そうすると、この

ような行政指導を進める上で必要な信頼関係の維持確保が困難になる事情が存する場合、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断するべきである。

ウ 本件対象文書は、立入検査等の対象となった特定の取扱業者の名称や事業状況、特定の取扱業者から直接聴き取った情報等を記載するほか、指導事項等を記載する性質のものと考えられる。これらの情報を公にした場合、将来に同種の立入検査等を実施する場合において、事業者名が公表されることを懸念した取扱業者から、立入検査への任意の協力に消極的になり、事実をありのままに報告することをためらったり、資料の提出を拒んだりするなど、取扱業者との間における行政指導を進める上で必要な信頼関係の維持確保が困難になるような状況が推認される。

従って、立入検査等への協力を得ることが困難になるなど、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号柱書に該当すると認められる。

(4) 小括

以上のことからすれば、本件請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報を開示することと同様の結果となるものと認められる。

また、本件請求が、特定の事業者を名指ししてされた開示請求である以上、仮に本件対象文書が存在するとした場合に、その文書に記載された本件事業者の名称、所在地等の情報を部分的に不開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、同条第2号イ及び同条第6号柱書に該当する情報を開示することとなるものである。

従って、条例第11条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張しているが、本件請求を拒否したことの妥当性は上記のとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
令和3年5月6日	○諮問 ○実施機関から弁明書の写しを受理
令和3年6月2日	○審査請求人から反論書を受理
令和3年6月21日 (令和3年度第1回審査会)	○審議
令和3年11月15日 (令和3年度第2回審査会)	○審議
令和3年12月15日	○答申

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
芦沢 幸彦	元代表監査委員	
伊藤 智基	山梨県立大学国際政策学部准教授	会長代理
大島 わかな	弁護士	
東條 正人	弁護士	会長
平井 貴美代	山梨大学大学院総合研究部教授	